

令和6年度 第7回 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会 会議録（概要）

【日 時】 令和7年(2025年)3月10日(月) 18:00～19:45

【場 所】 甲賀市まちづくり活動センター 2階 多目的室2

○出席委員 遠藤委員、中川委員、西野委員、橋本委員、辻本委員、
山本委員、吉田委員、伊東委員、竹田委員、葛原委員

○事務局 吉川総合政策部長、藤橋総合政策次長、築島課長、清水課長補佐、清水
主監、西島係長、西川主査

○傍 聴 1人

○会議内容議題

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 中間支援組織のあり方に関する提言について（意見交換）資料1

問1. P14-15「7. 中間支援に期待すること」についての追加・修正点

問2. P16-17「8. めざすべき中間支援のあり方」についての追加・修正点

問3. その他、全体をとおして不明点や確認したい点について

○事務局

開会にあたり、中川委員長よりご挨拶をいただきます。

○中川委員長

中間支援組織のあり方については、様々な観点から積極的に意見をいただきたい。

○中川委員長

資料1 甲賀市における中間支援組織のあり方に関する提言について議論したい。P14-
P15「中間支援に期待すること」について意見はあるか。

○橋本委員

(2) ②において、いわゆるテーマ型、地縁型の双方の融合とある。最近では自治振興
会と小学校（コミュニティスクール、地域学校協働活動）が一緒に取り組むとの話もあ
る。ご近所福祉協議会も連携が必要ではないか。

○吉田委員

(2) 自治振興会支援について、まちづくり協議会との名称も追記いただきたい。ま
た、P15(5)活動拠点の①において、「気軽に集えて相談がしやすい雰囲気」だけでなく、
そのような場所を設けることも大切。「気軽に集えて相談がしやすい場所、雰囲気を醸成
する」のように「場所」を加えてほしい。

○伊東委員

私は学校関係者ではない。関係者でないからこそ、コミュニティスクールに関わるなか

で見えてきたことも多い。特に佐山学区では近年、学校を中心として自治振興会や地域づくり活動が結び付いてきたと感じている。これらの拡がりのきっかけは、結局「人」に尽きる。「AさんとBさんを知っている」「お互い紹介をすることができる」のようなネットワークは、属人的な個人のつながりから拡がるものだと思う。「ひと」と「ひと」をつなぎ紹介できることが、中間支援組織に最も必要な力ではないか。

○西野委員

(1) 市民活動支援において、「相談のハードル」を下げることに加えて市民活動自体のハードルを下げることも必要ではないか。市民活動の主体が少ないなか、これから始める可能性がある人のハードルを下げることも中間支援の大きな役割だと思う。

また、(1) 市民活動支援（テーマ型）と(2) 自治振興会支援（地縁型）を2極化して示されているが、この2つを結び付けるハブになるのが中間支援機能だと思う。双方の協働を促すことを具体的に記載してはどうか。

(4) 情報発信①について、市民活動や自治振興会の活動そのものを情報発信することが、結果的に中間支援機能の発信につながるのと思う。市内における様々な市民活動を発信する役割を担えば、全体的なハブとなれるのではないか。

○中川委員

1点目の(4) 情報発信①について、「中間支援機能の認知が低い」との記載があるが、中間支援組織の支援、活動内容を発信するではなくて、まちづくり団体とか各団体の活動内容を発信してはどうかとの理解でよい。

2点目は(2) ②「融合・サポート」との表現では不足しているとの考えでよい。

○西野委員

1点目は中間支援機能として提供できることを発信することも必要だが、団体、活動を紹介することが結果として、中間支援につながるのではない。

2点目は「融合」ではなく「協働」や「つなぎ」ではないか。

○中川委員

「つなぎ」にしたい。「双方をつなぎ、協働へのサポートを行う」としたい。

○辻本委員

情報発信や研修機会の提供という面で、行政の関与がなくなっていくといけないと思う。

地域づくりを進めるうえで、エッセンシャルワークに近い社会的弱者を救済するような活動者との連携が必要となるが、そのようなアドバイスを中間支援組織ができるだろうか。そのような活動を学び、エッセンスを取り込む機会として、地域づくり屋台村を開催いただいていると思う。コミュニティセンターを中心とした自治振興会の活動にそれらの知識をアドバイスし、気づきを与えるのも中間支援組織の役割ではないか。それは西野委員の述べられたハブ機能にも通じるものがある。

○中川委員

(2) ⑥にも学びの機会として税の研修会などが記載されているが、さらに多様な研修機会の提供が必要と理解した。(5) 活動拠点③に「ファシリテーションスキルやファンドレイジング、コミュニティビジネスに精通した人材を確保する」とあるが、それでは不足すると思われるか。

○辻元委員

他の自治振興会がどのような活動をしているのか、地域のコミュニティ施設の喫茶室の活用事例の紹介などを期待している。

○中川委員

ご意見は、資金調達でもなく、情報発信でもなく、活動拠点でもない。あえていうなら活動拠点のなかの機能にあたるか。人材も紹介できる、団体も紹介できる、活動も紹介できる、その3つの機能がないとのことだが、どのように書くべきか。

○遠藤委員

これは「マッチング」というよりも「つなぎ役」がイメージに近い。コーディネートで伝わらない意味合いとも思う。

○辻元委員

コーディネートは安直なつながり方をしているイメージである。

○中川委員

(5) 活動拠点に④を追記いただきたい。活動拠点において、団体や人材、事業内容・活動内容を紹介するなどそれぞれのマッチングを図る機能を持たせたい。他地域の事例を知りたいとの問い合わせはある。

○竹田委員

先ほどの議論に近いが、新たに〇〇をしたいという方が相談に行き、それらを紹介していただける機能が重要だと思う。マッチングや紹介していただける機能の充実を記載いただきたい。

○中川委員

(5) ①に気軽に集えて相談がしやすい雰囲気と記載されているが、拠点にこだわることなく、地域の様々な主体にマッチングしていく流れが見えればよい。このような趣旨を「気軽に集えて」の前文に加えてはどうか。例えば、様々な活動への意欲を持っている市民が相談に行けるなど。団体の相談窓口もでき、個人でも相談にいける。ふらっといけるような表現を追記してほしい。

○葛原委員

(4) 情報発信において、中間支援機能の認知が低いとある。まちづくり活動センター

まる一むを知らない方も多い。市のホームページからも、まる一むの活動内容は検索しにくい。自治振興会のホームページにリンクを貼るのも方法ではないか。

○事務局

これまでの委員会においても、度々情報発信について触れられている。今回は参考資料として、まちづくりネット東近江の年間事業報告書を参考で添付した。年度ごとでまる一むで実施した事業について、年間事業報告書を作成することを考えている。併せてホームページも随時更新し、リンク先についても検討したい。

○遠藤委員

人材育成をするうえで、データベースが必要ではないか。また、人材育成について項目に掲げられていないことも気になる。

情報発信の手段としてホームページやSNSがあるが、行政は機動性が低いため、限界があるのではないか。起案に時間がかかりタイムリーな情報提供ができない。

資金調達については様々な手法があるが、東近江市では市民活動団体が実施する事業を市民が応援する制度として「にじまちサポーターズ」がある。寄附を集めたい人と寄附したい人を中間支援として集める事業である。そこで団体の資金獲得のノウハウも学べる。

○中川委員

人材育成の視点を追記してはどうか。テーマ型、アソシエーション型に人材育成は記載されているのか。地縁型でも人材育成は必要である。

○事務局

これまでの議論をみると（１）市民活動支援と（２）の自治振興会支援の２極に分けることに限界がある。現在は、相談、マッチング、人材育成が分散して記載されているため、「（１）相談」「（２）マッチング」「（３）人材育成」に組み直すことで整理したい。

○橋本委員

優先順位や役割分担も必要ではないか。市民側も協働すべき部分と行政単独ですべき部分が混在しているのではないか。

○中川委員

今後、行政は資金調達に力を注いでほしい。自治振興会に交付する交付金や助成金はプレゼント型ではなく、ビジネス型の資金調達を奨励すべきである。行政が担っている業務を「自治振興会への委託」「テーマ型活動者への委託」の２つのメニューリストにしておくべき。例えば、地域福祉機能を発揮できる自治振興会であれば、高齢者一人暮らしの訪問について一世帯いくらなどのビジネス化が考えられる。他にも集団、個別検診の受診者勧奨などもあり得る。外部からの資金調達ばかりではなく、行政からの委託を出すことで団体自治のコストが下がり、双方が得をする分野がいくつもあるのではないか。それらの取り組みを（３）資金調達のなかに追記してほしい。

多くの意見がでたが、今回の意見を踏まえて、事務局で整理いただきたい。

○事務局

事務局で追記、修正事項を取りまとめのうえ、メールで送付する。次回までに確認願いたい。

○中川委員

次は同様に P16-P17 についての意見を求める。

○吉田委員

(2) 運営方法、(3) 運営体制において、誰がどのように指定管理されることを想定しているのか。

○事務局

P16 (2) 運営方法において、「施設運営」「支援」の機能は、別個の機能と考えると示している。指定管理とは、公の施設の管理を包括的に民間事業者または各種団体をお願いすることであり、人材派遣会社なども含めて検討することになる。

一方で市民の活動を支援する「支援機能」については、別の組織による運営も検討材料として挙げている。相手先は全くの未定であるが、市内の活動者を中心に勉強会や検討委員会、専門委員会が立ち上がり、担い手として成熟していくことが理想とも考えている。

○吉田委員

(3) には運営体制とあるが、支援も含めてやれる組織、団体に指定管理を頼むのか。

○事務局

(3) 施設体制に書かれているのは、主として「支援機能」についてであり、「施設運営」についての記載はない。「施設運営」についてもう少し追記は必要と考える。

○中川委員

兵庫県の川西市の男女共同参画センターなどは、「施設運営」「支援」の機能は別の団体が受けており、ジョイントベンチャーである。文化ホールにおいてもビルサービスがホールの施設の管理をやり、運営は松竹芸能がやることもある。

○事務局

同一の団体が受託することが望ましいが、これまでの経緯や他市町の事例をみると、どうしても施設管理に偏ってしまう。本来は市民を応援するため、アウトリーチで外に出かける必要があるのに、施設あるばかりに施設管理に執着してしまう。

○中川委員

仕様書において、ジョイントベンチャー可と示すこともできる。支援機能を担う団体が

代表となり、施設管理は再委託ともできる。

○伊東委員

そもそも、まちづくり活動センターまる一むは、施設を管理しているとの認識しかなかった。中間支援の機能があることを知っている人がどれだけいるか。「支援」機能がこの組織のメインであることを再認識できるような書きぶりにしてほしい。

○事務局

まる一むの開設時から6年が経過しているが、本来求められていた機能への認識が十分に高まっていない。支援内容のメニュー化ができていないのも課題である。

○西野委員

P16の8. 目指すべき中間支援組織のあり方において、P9に記載されている具体的な取り組み内容を示すべきではないか。取り組み内容と運営方法、内容はセットのほうがよい。

また、(3) 運営体制において、まる一むは他の中間支援団体、社会福祉協議会や商工会などの中間支援組織との協働を促すハブとなることも示してはどうか。

P5に相談件数や団体数などが数字で示されているが、相談件数や相談内容はどのようなことを理想としているのか。市内の活動者が増えることが理想なのか。数字でなくてもよいが、どのような状態をつくるのか目標が必要ではないか。単純に市民がやりたいことを支援するだけでなく、市民活動を中間支援組織が関わることで底上げすること、実現したいことを意識したほうがよい。

○事務局

まる一むが「中間支援組織の中間支援」としてのハブ機能を持ち、市内中間支援団体のコーディネート役を担うことを運営体制に記載したい。また、P9の具体的な取り組みをP15に移し、体裁を整えることとしたい。

相談件数については、初期の段階では相談件数が増えていくことが目標になる。解決していけば相談件数は頭打ちとなるので、解決件数はその後の指標となる。

○遠藤委員

相談が解決した状態とは何かという話がよくあるが、相手が満足すればOKと考えてはどうか。相談先を紹介しても、果たしてその人が紹介をした人に出会ったかどうかわからない。そこで解決したかどうかともわからない。時間が経過して、新聞に掲載されてあの話は上手くいったのだと分かることもある。

相談のマニュアルはあるかとの質問も多くある。しかし、マニュアルはなく一緒に学ばないとも思う。

○事務局

まる一むは貸館のイメージが先行し過ぎているので、相談件数はある程度伸ばしていきたい

たい。ここに来たら少しでも解決あるいはヒントを得られるということを認識していただきたい。まる一むで解決できずとも、インキュベーター機能の一助となればよい。

○辻本委員

まる一むが指定管理に移る可能性があることに不安を感じる。施設や支援を利用して、自己実現や自立して去ってしまうのもどうかとも思う。また、営利、非営利を問わず、軸足がちがう団体を市民活動として支援することはかなり難しいのではないか。市街地と中山間地域の区・自治会、自治振興会も異なるため、一律の支援は難しいと思うが、指定管理者が担えるのか。

○事務局

市民活動の相談の全てを民間に担っていただくことを意図したものではない。行政による中間支援は、市職員の人事異動もあり継続性やノウハウの蓄積に課題がある。継続的にノウハウを蓄積できる独立した組織が望ましいとの考えである。ご存じのとおり、中間支援は、行政と市民の間に立ちコーディネートを行う機能である。しかし、現状では行政に偏って支援になっていることが課題といえる。自治振興会制度などの仕組みは市が持ったまま、コーディネートやつなぎ、マッチング、専門的な相談は、新たに設ける中間支援機能が担うのが望ましいと考える。

○竹田委員

行政の関わりはなくてはならない。市も他人事とならないよう、主体性を持って対応するような担保が必要ではないか。

○葛原委員

施設運営と支援機能の違いがよく分からなかったが、事務局の説明を聞いて理解できた。市の関与の方法を示すなど、市民に不安を与えないようにしてほしい。

○遠藤委員

目的にある「市民の「社会的課題の解決」を支援し「新たな価値」を想像する」のは中間支援の役割であるが、分かりにくいところもある。「新たな価値」を想像するとは、どのような社会を創りたいか、どのような地域をつくりたいかをみんなで話し合っ一緒に創っていくとの意味合いといえる。行政だけが取り組む、あるいは市民だけが取り組むものではない。そこのところがはっきりわかると理解しやすいのではないか。

まちは色んな人で成り立っているので、どのようなまちを創りたいかは話し合いでしか生まれない。そこのところを大切にした中間支援組織であるならば、市役所がとか市民がということにはならないと思う。

○橋本委員

P17の今後の進め方において、市民有志の勉強会などは令和7年度に取り組むことは難

しいのではないか。ある程度の人が目星がついているのか。また、自治振興会からまちづくり協議会への名称変更について、単に看板の架け替えとならないような仕掛けが必要ではないか。

(事務局)

まちづくり協議会は、区・自治会だけでなく、民生委員やPTA、消防団、NPO等も含めた協議体であり、実質的なラウンドテーブルとして機能していくことが大切である。自治振興会、まちづくり協議会は地縁型組織であるとの意見もあるが、実質的にはテーマ型の集合体でもあるといえる。概ね小学校区のエリアの中の様々なテーマ型組織を集めた、区・自治会という地縁型も含めたラウンドテーブルが自治振興会であり、まちづくり協議会である。この理念を市民の皆さんに愚直に伝えつづけることが大切である。

(橋本委員)

そのような理念が浸透しないまま、拙速に指定管理となってしまうといけない。ある程度軌道に乗せたうえで、バトンタッチをしなければならない。継続的な指導は必要ではないか。

(遠藤委員)

運営に係る資金は、要するに委託費となるのか。中間支援機能は収益事業として成り立つものではないため、市として委託などを保障することが重要となる。中間支援組織を支援する文言を条例等に明示しないと、継続性を担保できないのではないか。

(清水補佐)

まちづくり基本条例第20条において、市民活動支援の一環として中間支援組織を継続的に支援（財政的、人的）していくことの記載を検討したい。

(遠藤委員)

運営体制が人数まで書かれているが、どのように取り扱うのか。

(事務局)

現状まる一むがどのような運営体制かを参考に示したものである。あくまで目安・イメージである。

(吉田委員)

まちづくり推進委員は、コーディネーターとしての実務経験を資質として求めているのか。他市町で活動されている方を募集する方法もある。

(事務局)

極論でいえば「コーディネーターであればよい」「多くの人を知っていればよい」。全ての相談、課題をコーディネーターの資質で解決する必要はない。一定、寄って立つ専門性は必要であり、ファシリテーション、資金調達、コミュニティビジネスに詳しい人材を想

定している。

（吉田委員）

あくまでも行政の窓口なので、やはり行政経験があつてというのが前提にあるのか。
これは、市の職員ではなくて、組織のプロパーの職員を想定しているのか。

（事務局）

行政経験は不要である。人と人をつなげるというコーディネート力が重要であり、むしろ行政経験がない方がよいもいえる。

（吉田委員）

これは独立した機関になるのか。

（事務局）

自治振興会支援を担う市民活動推進課は引き続き存在する。中間支援をする役割を別途設けるのであり、市民活動推進課がなくなるという意味ではない。

（中川委員）

P12の県内他市町の状況が記載されているが、草津市コミュニティ財団、東近江まちづくりネット、まちづくりスポット大津が示されている理由は何か。中間支援組織22団体の一覧としてはどうか。

（橋本委員）

NPOなどの法人化を検討しているのか。

（事務局）

責任ある法人として活動していただくのが望ましいと考えている。

東近江市においては、行政と中間支援組織の双方がまちづくり協議会と関わっているが、関わり方に線引きがあるのか。

（遠藤委員）

交流会や、館長会議の開催などは行政主体である。まちづくりネット東近江の中間支援は、個別の相談、会議のファシリテーターなどになる。コロナ禍においては、まちづくり協議会はデジタルに弱かったため、LINEやオンライン会議のやり方講座などを提供していた。

（事務局）

甲賀市でいうところの地域づくり屋台村はどのように開催しているのか。

（遠藤委員）

東近江の場合は、民間、市民活動団体も含めて「わくわくこらぼ村」を開催しており、

そのコーディネートをまちづくりネット東近江が行っている。地域で専門性を持ってやっておられる子育て支援活動をまちづくり協議会が知らないこともある。よくよく聞いてみるとうちの地域だったみたいなこともある。一堂に会することにそれなりの価値はある。

(中川委員)

市直営から指定管理に移行するときに、市直営から独立した組織に委託することとなる。イメージをもう少し固めていきたい。

(事務局)

既存の組織ではないというイメージを持っている。中間支援機能が必要と考える市民有志が自然発生的に集まり、チームから法人になっていくことを理想としている。

既存の組織の場合は、色が偏ってくるのではないかと懸念している。

(中川委員)

令和9年度に中間支援組織をスタートするとなると、あと2年と少しである。勉強会をしながら、指定管理を受けられる団体に成長することを希望しているが、競争入札ではないのか。

(事務局)

指定管理とセットが前提ではない。

(辻本委員)

中間支援機能において、自治振興会制度や交付金については引き続き行政が主体的に関与していくとあるが、新たな中間支援機能との役割分担がわかりにくい。

(事務局)

課題解決に向けたアイデア出しや関係者の紹介（つなぎ）、資金調達の手法などについては中間支援機能が担う。自治振興会交付金に係ることや、公的課題の解決に向けた行政各課との調整は、市民活動推進課が担う。

こんな人を紹介して欲しいとのリクエストであれば中間支援組織である。お金がないから財源確保したい、これも中間支援組織。自治振興交付金の使い方をもっと詳しく教えて欲しい、使い道が正しいのかわからない。行政課題を解決するために〇〇課と協働したい等は市である。

(辻本委員)

財源の話ではなく、運営についてはどうか。まちづくり協議会で取り組みたい事業があり、その事業化に係る相談は中間支援組織と行政のいずれか。

(事務局)

新たな事業に取り組むにあたり、様々なアイデアや新たな人とのつながり、事業構築の

段取りなどを相談するならば中間支援組織に相談となる。事業構築にあたり、関係課との協働の場を設定してほしい、法的な規制はないかなどの確認をしたい場合などは、市民活動推進課に相談となる。

(中川委員)

これらの交通整理が大阪市では実施済みである。各区役所単位で中間支援団体に委託を出し、委託事業者がその業務を担っている。委託事業者の実施する中間支援業務とは、大きく分けて、法人、団体運営における会議の開催の仕方や会議技術、会議録の整理の仕方、広報の発行、ホームページの作成、それから経理の処理、税務処理などである。

それからもう1つは、域内における団体間のマッチングであり、人材の斡旋である。同じ区の中でも、違う小学校区で面白い人いるから、あの人を紹介してほしいなど。

そのようなことを市役所が担うことが不可能だと思う。市役所ではフォローできないであろうと思われる経理処理の仕方、広報の仕方、会議の仕方、お金の使い方、課税の処理の仕方、人の雇い方については中間支援でしてもらうことになる。

ただし、税である交付金を使ってよい、飲食に使ってはだめなどの可否は、市役所が教えることになる。これらは手引きで定められている。これらは中間支援組織でも教えることは可能であり、市役所ならこう言いますよ、このような会計処理では監査でアウトになりますよなど。中間支援組織は住民自治のやり方について、アドバイスする組織だと考えてほしい。例えばこの交付金を使って、このような仕事をしたいが上下水道部と繋いでほしいとの話であれば行政に相談し、行政がコーディネートするなどが考えられる。

(辻本委員)

私のイメージとして、不祥事が起こっている公益財団法人、NPO法人も多い。会長などの実権を握っている人が思い通りにしているケースもあると聞き及んでいる。

自分の名声だけのために組織を利用したり、特定の議員の意見を聞いて右往左往したり、単発のイベントだけの組織になることもある。どのように市のチェック機能を働かせるのか。1年目、2年目はよいが、イメージとしてまる一むが誰々の個人の建物になりかねない。法人化しても、きちんと市との関わりも引き継いで、年間予算や運営についても口を出せるような取り決めをしておかないと、危惧される事態となりかねない。

(事務局)

チェック機能は確実に盛り込む必要がある。辻本委員は行政を信頼してくださっているが、この市民活動支援を行政だけが担っていることの危険性もある。市政は時の選挙や政治によって、大きく変わることもある。市民活動を応援する力も時の為政者の思いに大きく左右されることがある。より独立した形で、安定的に市民活動を応援し続けるうえで、独立性と継続性を持った別組織が必要であるとの考えから、全国的に中間支援機能の価値が高まっている

(橋本委員)

P17(4) 今後の進め方において、令和7年度には中間支援組織の視察や勉強会を市民

有志ではどうかとなっているが、市役所内の有志や地域共生社会推進課などの内部のつながりも必要ではないか。また、社会福祉協議会、社会福祉法人との連携も必要である。多様なつながりのなかで、新たなひとを呼ぶことを意識してほしい。

(中川委員)

辻本委員のご指摘のようなNPO等の不祥事だけでなく、民設民営型の財団にも起こっている。学校法人も然り。防止策はいくつかあるが、指定管理については、定期的な中間評価をルール化するなどの方法もある。他市では、評価委員会に経営者や経営学の知見者、弁護士などが入り、全てチェックをかけ、評価でEランクになれば失格となるなどの厳密な評価を実施している自治体もある。指定管理も育てていく視点が大切である。例えば、指定管理に他市町の団体に入ってもらい、1年、2年で軌道に乗せるのも方法としてある。

(事務局)

他市町の間接支援組織に入ってもらおうとの方法もある。

(中川委員)

助走期間として外部にコーチしてもらい、その間に地元の人材を育成していくのも方法はないか。その土地に根差して、団体やひととネットワークを築き、広げていくこととなるため、基本的に随意契約となるのではないか。アマチュアではなくプロフェッショナルとして成果を生み出せるか。地元で中間支援組織を設立して、思ったような成果につながらないときに契約を切ることができるか。人を雇用する以上、経理や労働基準法などに万全を期さなければならず、得てしてボランティア的に強い思いをもつ組織はハラスメント気質になりやすい。勤務評価や満足度評価、外部評価を受けるなどの評価体制を構築しなければならない。

(中川委員)

本日の意見を踏まえて、中間支援に係る提言書の修正を願いたい。

よって、次回に議論するのは「甲賀市まちづくり基本条例検証報告書」と「甲賀市における中間支援組織のあり方に関する提言」の2つの完成版としたい。

まちづくり基本条例の検証については、条例本文、解説、運用に係る提言となるが、運用上の留意点として、個別の事業が条例の第〇条に基づいたものであるかを示すクレジットを示すことを提言してほしい。

(事務局)

長時間の議論感謝申し上げます。

委員改任を迎えるが次の開催時期は追って調整したい。

それでは最後に遠藤副委員長からご挨拶をお願いします。

(遠藤委員)

本日は中間支援について議論ができ、大きく前進したのではないか。２年後に中間支援組織が独立していることに強い期待を抱いている。他市町では、本会のような協働委員会を中心に円卓会議を自主運営されているケースもある。皆さんとともに中間支援組織の形が作ることができればと思う。

(事務局)

ありがとうございました。

以上をもって令和７年度第７回市民参画協働推進検討委員会を閉じさせていただく。

閉会